

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいうものとする。

（第二条第一項関係）

2 この法律において「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいうものとする事。

（第二条第二項関係）

3 この法律において「文化観光拠点施設機能強化事業」とは、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業であつて、次の(一)から(七)までに掲げるものをいうものとする事。

（第二条第三項関係）

- (一) 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業
- (二) 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業
- (三) 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進等に関する事業

(四) 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

(五) 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

(六) (一)から(五)までの事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

(七) その他文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業として主務省令で定めるもの

4 この法律において「地域文化観光推進事業」とは、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業であつて、次の(一)から(六)までに掲げるものをいうものとする。

(第二条第四項関係)

(一) 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業

(二) 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進等に関する事業

(三) 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業

- (四) 国内外における地域の宣伝に関する事業
- (五) (一)から(四)までの事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業
- (六) その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業として主務省令で定めるもの

第二 基本方針

- 一 主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 （第三条第一項関係）
- 二 基本方針は、次の1から7までに掲げる事項について定めるものとする。 （第三条第二項関係）
 - 1 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の意義及び目標に関する事項
 - 2 文化観光拠点施設機能強化事業に関する基本的な事項
 - 3 地域文化観光推進事業に関する基本的な事項
 - 4 第三の一の1の(一)の拠点計画の認定に関する基本的な事項
 - 5 第三の三の2の(一)の地域計画の認定に関する基本的な事項

6 関連する文化の振興に関する施策及び観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

7 その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する重要事項

三 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする事。

(第三条第三項関係)

第三 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するための措置

一 拠点計画の認定等

1 拠点計画の認定

(一) 文化資源保存活用施設の設置者は、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光

光拠点施設機能強化事業を実施しようとする文化観光推進事業者と共同して、その設置する文化資

源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画（以下「拠点計画」という。

）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする事。

(第四条第一項関係)

(二) 拠点計画には、次のイからへまでに掲げる事項を記載するものとする事。

(第四条第二項関係)

イ 当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する基本的な方針

ロ 拠点計画の目標

ハ ロの目標を達成するために行う文化観光拠点施設機能強化事業の内容、実施主体及び実施時期

ニ 文化観光拠点施設機能強化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

ホ 計画期間

ヘ その他主務省令で定める事項

(三) 主務大臣は、(一)による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る拠点計画が次のイから

ニまでのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第四条第三項関係)

イ 基本方針に照らして適切なものであること。

ロ 当該拠点計画の実施が当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること。

ハ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 三の二の(三)の認定を受けた三の二の(一)の地域計画が当該文化資源保存活用施設の所在する地域について定められているときは、当該地域計画に照らして適切なものであること。

(四) 主務大臣は、拠点計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該拠点計画に係る市町村及び都道府県の意見を聴かなければならないものとする事。 (第四条第四項関係)

2 認定拠点計画の実施状況に関する報告の徴収

主務大臣は、1の(三)の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた拠点計画(以下「認定拠点計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができるものとする事。 (第六条関係)

3 認定の取消し

主務大臣は、認定拠点計画が1の(三)のイからニまでのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする事。 (第七条第一項関係)

二 認定拠点計画に基づく事業に対する特別の措置

道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めるものとする事。 (第八条から第十条まで関係)

三 地域計画の認定等

1 協議会

(一) 市町村又は都道府県は、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

（第十一条第一項関係）

(二) 協議会は、次のイからニまでに掲げる者をもって構成するものとする。

（第十一条第二項関係）

イ 当該市町村又は都道府県

ロ 当該市町村又は都道府県の区域に所在する文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者

ハ 当該市町村又は都道府県の区域に係る文化観光推進事業者

ニ 関係する住民、学識経験者、商工関係団体その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

- (三) 文化観光拠点施設（文化観光拠点施設でない文化資源保存活用施設であつて、その設置者が文化観光拠点施設にしようとするものを含む。）の設置者は、協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対して、協議会を組織するよう要請することができるものとする。

（第十一条第三項関係）

- (四) (二)のロ及びハに掲げる者は、協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとする。

（第十一条第五項関係）

2 地域計画の認定

- (一) 協議会において、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（以下「地域計画」という。）を作成したときは、市町村又は都道府県、中核とする文化観光拠点施設の設置者及び地域文化観光推進事業の実施主体である文化観光推進事業者は、共同で、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

（第十二条第一項関係）

- (二) 地域計画には、次のイからチまでに掲げる事項を記載するものとする。

(第十二条第二項関係)

イ 地域計画の区域（以下「計画区域」という。）

ロ 中核とする文化観光拠点施設の名称及び位置

ハ 計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

ニ 地域計画の目標

ホ ニの目標を達成するために行う地域文化観光推進事業の内容、実施主体及び実施時期

ヘ 地域文化観光推進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

ト 計画期間

チ その他主務省令で定める事項

(三) 主務大臣は、(一)による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域計画が次のイからハまでのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第十二条第四項関係)

イ 基本方針に照らして適切なものであること。

ロ 当該地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること。

ハ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 認定地域計画の実施状況に関する報告の徴収

主務大臣は、2の(三)の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた地域計画（以下「認定地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができるものとする。 （第十四条関係）

4 認定の取消し

主務大臣は、認定地域計画が2の(三)のイからハまでのいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。 （第十五条第一項関係）

四 認定地域計画に基づく事業に対する特別の措置

文化財保護法に基づく文化財の登録の提案についての特例を定めるものとし、二は、地域計画について準用するものとする。 （第十六条及び第十七条関係）

五 国等の援助等

1 国等の援助及び連携

国及び地方公共団体は、一の1の(三)の認定を受けた者又は三の2の(三)の認定を受けた者に対し、認定拠点計画又は認定地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うように努めなければならないものとする。

(第十八条第一項関係)

2 文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な援助

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会は、一の1の(三)の認定を受けた者又は三の2の(三)の認定を受けた者に対し、その求めに応じ、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供等の実施に必要な助言等を行うよう努めなければならないものとする。

(第十九条関係)

3 海外における宣伝等の措置

独立行政法人国際観光振興機構は、認定拠点計画に係る文化観光拠点施設及び認定地域計画の計画区域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して一の1の(三)の認定を受けた者又は三の

2の(三)の認定を受けた者に対し、その求めに応じ、海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする事。 (第二十条関係)

4 国等による資料の公開への協力

国、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構は、その所有する資料を文化観光拠点施設において公開の用に供するため出品するよう当該文化観光拠点施設の設置者から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならないものとする事。 (第二十一条関係)

第四 雑則

この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び国土交通大臣とすること。 (第二十二条第一項関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。 (附則第一項関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後三年以内に、地域における文化観光の一層の推進のために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第二項関係)

三 その他

文化財保護法について、所要の規定の整備を行う事。

(附則第三項関係)